（認可対象会社を子会社とすることについての認可の申請等）

第百条　［略］

［2・3　略］

4　第一項及び第二項の規定は、法第七十二条第八項ただし書の規定による認可（農林中央金庫若しくはその子会社が合算してその基準議決権数を超えて取得し、若しくは保有することとなった業務高度化等会社の議決権について引き続きその基準議決権数を超えて保有すること又は子会社となった外国の業務高度化等会社を引き続き子会社とすることについての認可を除く。）について準用する。

［5・6　略］

（業務高度化等会社の議決権をその基準議決権数を超えて取得すること等についての認可の申請等）

第百条の二　農林中央金庫は、農林中央金庫若しくはその子会社が合算して業務高度化等会社の議決権をその基準議決権数を超えて取得し、若しくは保有すること又は外国の業務高度化等会社を子会社とすることについての認可を受けようとするときは、認可申請書に次に掲げる書面を添付して農林水産大臣及び金融庁長官に提出しなければならない。

［一～四　略］

五　当該認可に係る農林中央金庫若しくはその子会社が合算して業務高度化等会社の議決権をその基準議決権数を超えて取得し、若しくは保有すること又は外国の業務高度化等会社を子会社とすることにより、農林中央金庫又はその子会社が国内の会社の議決権を合算してその基準議決権数を超えて保有することとなる場合には、当該国内の会社の名称及び業務の内容を記載した書面

六　その他次項の規定による審査をするため参考となるべき事項を記載した書面

（認可対象会社を子会社とすることについての認可の申請等）

第百条　［同上］

［2・3　同上］

4　第一項及び第二項の規定は、法第七十二条第八項ただし書の規定による認可（農林中央金庫又はその子会社が合算してその基準議決権数を超えて取得し、又は保有することとなった業務高度化等会社の議決権について、引き続きその基準議決権数を超えて保有することについての認可を除く。）について準用する。

［5・6　同上］

（業務高度化等会社の議決権をその基準議決権数を超えて取得し、又は保有することについての認可の申請等）

第百条の二　農林中央金庫は、農林中央金庫又はその子会社が合算して業務高度化等会社の議決権をその基準議決権数を超えて取得し、又は保有することについての認可を受けようとするときは、認可申請書に次に掲げる書面を添付して農林水産大臣及び金融庁長官に提出しなければならない。

［一～四　同上］

五　当該認可に係る農林中央金庫又はその子会社が合算して業務高度化等会社の議決権をその基準議決権数を超えて取得し、又は保有することにより、農林中央金庫又はその子会社が国内の会社の議決権を合算してその基準議決権数を超えて保有することとなる場合には、当該国内の会社の名称及び業務の内容を記載した書面

六　その他次項に規定する審査をするため参考となるべき事項を記載した書面

2　農林水産大臣及び金融庁長官は、前項の規定による認可の申請があったときは、次に掲げる基準に適合するかどうかを審査するものとする。

［一～三　略］

四　当該申請時において農林中央金庫及びその子会社等の収支が良好であり、かつ、農林中央金庫若しくはその子会社が合算して当該認可に係る業務高度化等会社についてその基準議決権数を超える議決権を取得し、若しくは保有した後又は外国の業務高度化等会社を子会社とした後も良好に推移することが見込まれること。

五　［略］

六　農林中央金庫若しくはその子会社が合算して当該認可に係る業務高度化等会社の議決権をその基準議決権数を超えて取得し、若しくは保有することとなった業務高度化等会社を子会社とすることにより、農林中央金庫の営む法第五十四条第一項各号に掲げる業務の高度化又は農林中央金庫の利用者の利便の向上に資すると見込まれること。

七　農林中央金庫の業務の状況に照らし、農林中央金庫若しくはその子会社が合算して当該認可に係る業務高度化等会社の基準議決権数を超える議決権を取得し、若しくは保有した後又は外国の業務高度化等会社を子会社とした後も、農林中央金庫の業務の健全かつ適切な運営に支障を来す著しいおそれがないと認められること。

［八・九　略］

3　前二項の規定は、法第七十二条第八項ただし書の規定による認可（農林中央金庫若しくはその子会社が合算してその基準議決権数を超えて取得し、若しくは保有することとなった業務高度化等会社の議決権につ

2　［同上］

［一～三　同上］

四　当該申請時において農林中央金庫及びその子会社等の収支が良好であり、かつ、農林中央金庫又はその子会社が合算して当該認可に係る業務高度化等会社についてその基準議決権数を超える議決権を取得又は保有した後も良好に推移することが見込まれること。

五　［同上］

六　農林中央金庫又はその子会社が合算して当該認可に係る業務高度化等会社の議決権をその基準議決権数を超えて取得し、又は保有することにより、農林中央金庫の営む法第五十四条第一項各号に掲げる業務の高度化又は農林中央金庫の利用者の利便の向上に資すると見込まれること。

七　農林中央金庫の業務の状況に照らし、農林中央金庫及びその子会社が合算して当該認可に係る業務高度化等会社の基準議決権数を超える議決権を取得し、又は保有した後も、農林中央金庫の業務の健全かつ適切な運営に支障を来す著しいおそれがないと認められること。

［八・九　同上］

3　前二項の規定は、法第七十二条第八項ただし書の規定による認可（農林中央金庫又はその子会社が合算してその基準議決権数を超えて取得し、又は保有することとなった業務高度化等会社の議決権について、引